

令和3年度 吹田市中小企業ホームページ等作成事業補助金募集要項

市内中小企業者の販路開拓等支援を目的として、ホームページの新規作成や改修、自社 PR 動画の作成を行った中小企業者に対する作成経費の補助を行うに当たって、補助対象者を募集します。

1 補助事業の内容

(1) 補助対象事業

市の登録作成事業者、ア～ウのいずれかを委託するもの

- ア ホームページを所有していない事業者が、ホームページを新規作成する事業
- イ 市が定める機能を搭載した高機能ホームページ※への改修、または新規作成する事業
- ウ 自社の概要や自社製品の PR 動画を作成する事業

※高機能ホームページとは

下記の表の必達項目の機能を全て搭載し、かつ任意項目の機能を2つ以上搭載しているホームページのことを指します。委託先である市の登録作成事業者が作成する後述の仕様確認書をもって機能を確認します。

必達項目	(1) スマートフォン対応を行っている
	(2) A4 プリントした際に 10 ページ以上のページ数がある
	(3) 問い合わせフォーム、採用フォームの搭載
任意項目	(1) 見積フォームの搭載
	(2) ホームページ内に動画の挿入
	(3) SEO 対策を行っている
	(4) 外部ソーシャルネットワーキングサービスサイトから自社ホームページへのアクセスの誘導を行っている
	(5) 電子商取引サイトを活用しており、かつ自社ホームページから電子商取引サイトへのアクセスの誘導を行っている
	(6) 障がい者や高齢者に配慮したホームページとなっている

(2) 補助対象経費

ホームページの新規作成、改修、自社 PR 動画の作成を行うための市の登録作成事業者への外部委託費

※サーバーの管理費用等の経常経費については補助対象となりません。

(3) 補助金の額、申請回数等

- ア 補助率は、上記補助対象経費の2分の1以内

イ 補助上限額は、高機能ホームページの新規作成、高機能ホームページへ改修、自社 PR 動画の作成については 20 万円、高機能の要件を満たさないホームページの新規作成については 5 万円

ウ 事業所に対する補助金交付回数は 1 回限り

※ただし、令和 2 年度以前にホームページの新規作成に対して市の補助金の交付を受けた事業者に関しては、高機能ホームページへの改修、自社 PR 動画の作成について補助金（上限 20 万円）の申請が可能です。

ホームページや動画の作成を委託することができるのは、事前に市に登録されている市内事業者に限ります。 登録作成事業者は、吹田市のホームページ上で確認することができます。

なお、登録作成事業者の受付は随時行っていますので、現在登録のない事業者であっても、当該事業者事前に登録手続を行ってもらうことで、委託を行うことができます。登録手続については吹田市のホームページ上で確認を行うか、直接お問合せください。

2 応募資格

- (1) 法人の場合、市内事業所が法人登記簿又は定款に記載の本店であり意思決定を行う事業所であること、又は市内事業所が唯一の事業活動の場であること。
- (2) 個人の場合、市内事業所が個人事業の開業・廃業等届出書に記載の事業所又は確定申告書上に記載されている納税地であり意思決定を行う事業所であること、又は市内事業所が唯一の事業活動の場であること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営んでいないこと。
- (4) 市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしていないこと。

3 応募方法

以下のとおり必要書類を提出してください。なお、応募の際に提出いただいた書類については返却いたしません。

(1) 提出書類

※ア～ウは吹田市のホームページから様式をダウンロードして使用してください。

ア 吹田市中企業ホームページ等作成事業補助金交付申請書

イ 企業概要書

ウ 事業計画書

エ 仕様確認書（市の登録作成事業者記入していただく必要があります）

オ 登録作成事業者への作成委託費用がわかる見積書の写し

カ 直近の年度に係る市民税（法人市民税）の納税証明書

(2) 提出方法

上記の提出書類を地域経済振興室（市役所低層棟3階 316番窓口）へ提出してください。
（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、レターパックで郵送してください。）

(3) 受付期間

令和3年5月6日（木）～

9：00～12：00、12：45～17：30（土日祝日を除く）

（応募書類の提出は、期限に余裕を持って行っていただきますようお願いいたします）

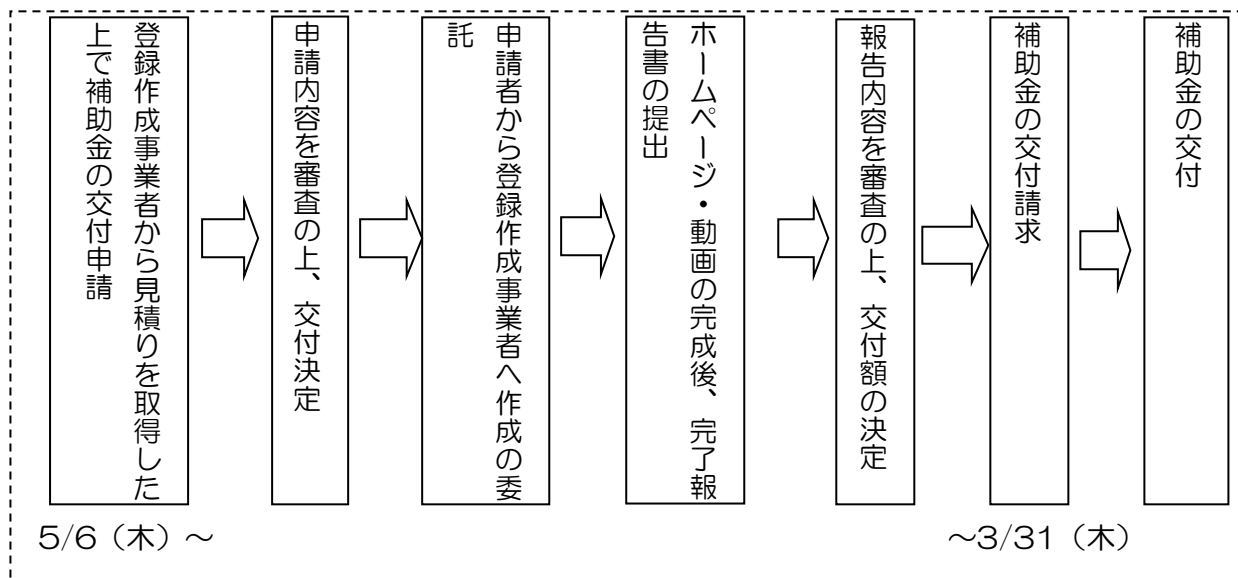
登録作成事業者への発注によるホームページの作成、改修及び動画の作成作業については、令和4年3月31日（木）までに完了※していただく必要があります。令和4年3月31日（木）までに作成作業が完了しない場合には、補助金の交付ができませんので御注意ください（登録作成事業者に対する費用の支払いも令和4年3月31日（木）までに完了しておく必要があります）。

※ここでの完了とは、ホームページや動画がウェブサイト上に公開されることをいいます。

(4) 事業開始（ホームページの作成や改修、動画の作成着手）時期

補助金の申請内容を確認後、本市から交付決定通知書を発行します。ホームページの作成や改修、動画の作成に係る委託事業者への発注については、当該交付決定通知書の発行日以降に行っていただく必要があるため、交付決定通知書の発行日以前に発注を行った場合には、補助金の交付ができませんので御注意ください。

▼ 応募から補助金交付までの流れ



5 申込み・問合せ先

吹田市 都市魅力部 地域経済振興室 企業振興・融資担当

〒564-8550 吹田市泉町 1-3-40

(TEL) 06-6170-7217 (FAX) 06-6384-1292